



正門前にすわり込んだ告発する会の会員たち
を排除する機動隊員

西田誠は「論文は認めるが、流しつばなしにはしていない」と前日同様苦しい答弁に終始した。これで、原告側の西田氏への尋問は終了、次回十月十四、十五日は被告側が反対尋問を行なう。またこの日、来年三月までの日程が決まった。十一月以降の日程は次の通り。

一マ十一月十一、十二日△十二月九、十日△一月二十、二十一日△二月十七、十八日△三月十六、十七日。

× × ×

西田誠は、「原告側が激高、制服官の人が前に守られて発車したこととは明らかだ。これでも誠人は三十五年以降アルテヒド排水を疏さなかつたと主張するのか」と同教説が行なつた。水俣湾の貝中の水銀量追跡調査のグラフをつきつけた。

西田誠は、「論文は認めるが、流しつばなしにはしていない」と前日同様苦しい答弁に終始した。これで、原告側の西田氏への尋問は終了、次回十月十四、十五日は被告側が反対尋問を行なう。またこの日、来年三月までの日程が決まった。十一月以降の日程は次の通り。

一マ十一月十一、十二日△十二月九、十日△一月二十、二十一日△二月十七、十八日△三月十六、十七日。

× × ×

西田誠は、「原告側が激高、制服官の人が前に守られて発車したこととは明らかだ。これでも誠人は三十五年以降アルテヒド排水を疏さなかつたと主張するのか」と同教説が行なつた。水俣湾の貝中の水銀量追跡調査のグラフをつきつけた。

水俣病裁判の第三王回口頭弁論は前日に続ぎ、十七日前十時から船本地鐵事務三部會原次郎城判長係りで続開、元新日本突本會工場の西田榮一氏(63)に対する原告側の十四回目の尋問が行なわれ

た。原告側は前日に引き続いだアルテヒド工場の排水処理と、熊大の水俣病研究に対する「妨害」を取り上げて西田誠人に尋ねた。迫証として入鹿山且郎前県大衛

生化学教授の「水俣病の経緯と当面の問題点」(「公衆衛生」四十四年二月十五日発行)の論文を提出し、「入鹿山教授の研究によれば、水俣湾の水銀汚染は四十三年五月、チツがアルテヒド生産をやめるまで続いており、その原因

は八幡ブールの漏水とサイクレーーーの有機水銀除去効果がなかつたことは明らかだ。これでも誠人は三十五年以降アルテヒド排水を疏さなかつたと主張するのか」と同教説が行なつた。水俣湾の貝中の水銀量追跡調査のグラフをつきつけた。

西田誠は、「論文は認めるが、流しつばなしにはしていない」と前日同様苦しい答弁に終始した。これで、原告側の西田氏への尋問は終了、次回十月十四、十五日は被告側が反対尋問を行なう。またこの日、来年三月までの日程が決まった。十一月以降の日程は次の通り。

一マ十一月十一、十二日△十二月九、十日△一月二十、二十一日△二月十七、十八日△三月十六、十七日。

× × ×

西田誠は、「原告側が激高、制服官の人が前に守られて発車したこととは明らかだ。これでも誠人は三十五年以降アルテヒド排水を疏さなかつたと主張するのか」と同教説が行なつた。水俣湾の貝中の水銀量追跡調査のグラフをつきつけた。

「排水」で苦しい答弁 証人退廷　「わびろ」患者ら要求

水俣病裁判

原告側の西田氏尋問終る

過失立証のヤマ越す

西田証言 原告側を有利に導く

解説

十四回にわたつた

西田証人への原告側

尋問が終わり、水俣病裁判は“過

失立証”というヤマを越えた。証

人第一号に被告会社の直接責任者

といふ“敵性証人”をぶつつけた

のは立証方法としても裏例だが、

同一人が十四回、時間にして六十

時間以上も証言台に立つたのは前

代未聞のことである。

西田証言がこれほど長くなつた

のは、水俣病発生当時の工場長と

いう直接の最高責任者を通じて、

チツソの過失をあらゆる角度から

浮き彫りしようとしたためで、西

田証人によつて、原告側の過失立

証の骨子はほぼ出しつづいたとみ

られる。それは原告弁護団の中に

「これで八〇割はすんだ」とする

意見があることでもよくわかる。

西田証人の主尋問を終えて原告

側弁護団は「予期以上の成果があ

つた。とくに会社側が何の事前調査もせずに工場廃液を流し、さら

わせようとした時など、斎藤裁判長が「裁判所はメクラではないから、そのへんをいいでしよう」

忘つたばかりか、効果的な排水処理もしなかつたことが明らかにな

った」と西田証言を評価してい

る。しかし弁論を傍聴しての印象では、原告側の追及が鋭かつたのは

●ネコ実験、とくにネコ四〇〇号

前後②会社が出した反論書③原因

爆薬説①排水経路一など三十四年

前後のチツソの企業体質に関する

で、この追及では西田証人はしば

しば絶句し、原告のいう“チツソ

の犯罪性”が浮き彫りにされた。

半面チツソ工場そのものの危険性

(予見可能性)企業の注意義務の

点では、物足りない感じを受けた

時もあつた。もちろん、これは

“敵性証人”相手の立証という限界があるわけで、原告側があくま

で否認する証人に「イエス」と言

わせようとした時など、斎藤裁判

長が「裁判所はメクラではないか

ら、そのへんをいいでしよう」

とさせじしたことなどを考え方せ

ると、証言外にあるニュアンスを

含めて、西田証言は原告側をかな

り有利に導いたといえよう。

原告は今後、元技術部長の徳江

毅氏のあと、チツソ従業員、水俣

漁民などを証人に申請、チツソ工

場の危険性を外側から固める方針。これに対し被告側は西田氏の反対尋問で①予見可能性がなかつたこと②注意義務を果たしていたことを立証するとともに、三十四年の見舞い金契約をたてて、補償終了を主張するものとみられ、原告側としても楽観は許せまい。